

死亡に伴う手続き一覧表

ご遺族の方へ

死亡に伴う市役所関連の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。
市役所においでの方は、最初に市役所1階「総合案内」をお訪ねください。
支所においでの方は、最初に各支所1階「市民（福祉）（窓口）グループ」をお訪ねください。

(市外局番：0829)
 廿日市市役所 20-0001
 佐伯支所 72-1111
 吉和支所 77-2111
 大野支所 55-2000
 宮島支所 44-2000

〈主な手続き一覧〉

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
住民票	<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	世帯主 ※一人世帯または二人世帯の場合は不要	同一世帯の方 ※同一世帯でないときは、同一世帯の方の委任状が必要	窓口に来られた方の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)	市役所1階 ⑪市民課 (電話30-9135) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(はつかいち市民カード)の返却	印鑑登録をしている方	関係者	印鑑登録証(はつかいち市民カード)	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金等受給者の未支給請求及び死亡届 <input type="checkbox"/> 国民年金等加入者の給付請求及び死亡届	・年金受給者 ・年金加入者		・2年以内(死亡一時金等)及び5年以内(未支給年金等)に手続きください。 ・対象者によって年金の種類が異なりますので、詳しくは右記へお問い合わせください。 ・対象者の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書、振込通知書)があると、確認事項が少なくなります。	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9159) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の葬祭費の申請	国民健康保険加入者	葬祭執行者	・葬祭執行翌日から2年以内に手続きください。 ・対象者の被保険者証等 ・死体火葬許可証等 ・葬祭執行者の印鑑(認印) ・葬祭執行者の通帳	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証の変更	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主	同一世帯の方 ※同一世帯でない場合は、同一世帯の方の委任状が必要	・14日以内に手続きください。 ・世帯員の国民健康保険証 ・窓口に来られた方の本人確認書類	
後期高齢	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険の葬祭費の申請	後期高齢者医療保険被保険者	葬祭執行者	・葬祭執行翌日から2年以内に手続きください。 ・対象者の被保険者証等 ・死体火葬許可証等 ・葬祭執行者の印鑑(認印) ・葬祭執行者の通帳 ・窓口に来られた方の本人確認書類	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
重度医療	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者資格喪失届	重度心身障害者医療費受給者	戸籍法規定による死亡の届出義務者	・14日以内に手続きください。 ・対象者の重度心身障害者医療費受給者証 ・窓口に来られた方の印鑑(認印) ・窓口に来られた方の本人確認書類	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
原爆被爆者	<input type="checkbox"/> 被爆者の葬祭料支給申請書(兼口座振替依頼書)	被爆者健康手帳をお持ちの被爆者	葬祭執行者	・5年以内に手続きください。 ・亡くなられた方の被爆者健康手帳 ・死亡診断書または死体検案書(コピー可) ・死体埋火葬許可証等 ・葬祭執行者の印鑑(認印) ・葬祭執行者の通帳 ・窓口に来られた方の本人確認書類 ・対象者の手当証明書(手当受給者のみ) ・対象者の認定書(認定被爆者のみ)	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
介護	□介護保険高額介護(予防)サービス費の振込先口座の変更	介護保険高額介護(予防)サービス費支給対象者	家族	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者の振込先口座の通帳 相続人代表者の印鑑 対象者(亡くなった方)と相続人代表者との続柄が確認できる書類(戸籍謄本等のコピー) 	市役所1階 ⑭高齢介護課 要介護認定・給付業務担当 (電話30-9157) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1124)
	□介護保険通知文書送付先変更	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方 40歳から64歳までで介護認定を受けていた方 	家族	申請者(家族)の印鑑	吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉グループ (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	□介護保険被保険者証の返却	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方 40歳から64歳までで介護認定を受けていた方 	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	介護保険被保険者証 ※紛失の場合は不要	
	□各種認定証等の返却 <ul style="list-style-type: none"> 負担割合証 負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 	左記の交付を受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	交付を受けていた認定証等 ※紛失の場合は不要	
福祉	□身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳返還届	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた方	親族および関係者	<ul style="list-style-type: none"> お持ちの手帳 印鑑 	市役所1階 ⑧障害福祉課 ○身体障害者手帳、療育手帳 (電話30-9186) ○精神障害者保健福祉手帳 (電話30-9152) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉グループ (電話30-3309) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	□福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)死亡届	受給者	親族および関係者	印鑑 ※未支給分がある場合は別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	市役所1階 ⑧障害福祉課 障害福祉グループ (電話30-9152) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉グループ (電話30-3309) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	□特別児童扶養手当新規申請書(受給者変更)・死亡届	受給者及び児童	対象児童を養育される方等	詳細はお問い合わせください。	
福祉	□障害福祉サービス受給者証の返却	障害福祉サービス利用者	親族および関係者	障害福祉サービス受給者証	市役所1階 ⑧障害福祉課 (電話30-9128) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉グループ (電話30-3309) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
こども関係	<input type="checkbox"/> 廿日市市留守家庭児童会利用変更申請書（保護者変更）	保護者（留守家庭児童会に子どもが入会している方）	保護者	保護者の印鑑	市役所1階 ⑬こども課 児童グループ （電話30-9130）
	<input type="checkbox"/> 児童手当の未支払いの請求	受給者	対象児童及び対象児童を養育される方等	・印鑑 ・対象児童名義の預金通帳	市役所1階 ⑬こども課 児童グループ （電話30-9153）
	<input type="checkbox"/> 児童手当新受給者による新規申請	受給者	対象児童及び対象児童を養育される方等	・印鑑 ・新受給者名義の預金通帳 ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	
	<input type="checkbox"/> 児童手当の消滅又は減額の届出	児童	受給者及び配偶者	印鑑	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の未支払いの請求	受給者	対象児童	・印鑑 ・児童名義の通帳 ・児童扶養手当証書 ・本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）	佐伯支所1階 市民福祉グループ （電話72-1124） 吉和支所1階 市民福祉グループ （電話77-2113）
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当新受給者による新規申請	受給者	対象児童を養育される方等	印鑑	大野支所1階 健康福祉グループ （電話30-1006） 宮島支所1階 市民福祉グループ （電話44-2001）
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当額改定又は資格喪失の届出	児童	受給者	・印鑑 ・児童扶養手当証書	
	<input type="checkbox"/> こども医療	受給者及び児童	保護者又は児童を養育される方	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・健康保険証 ・こども医療費受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療				

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
税	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税義務者の指定 ※相続登記は法務局での手続きが必要です。	固定資産（土地・家屋）の所有者	相続人	相続人の方の印鑑	市役所2階 課税課土地係・家屋係 (電話30-9115) (電話30-9116) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
税	<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク・小型特殊自動車（トラクター等）・ミニカーの名義変更や廃車	所有者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の方の印鑑 ・ナンバープレート ・車名・車台番号・排気量のわかるもの ※ケースにより必要なもの・手続きが異なることがあります。	市役所2階 課税課保険係 (電話30-9114) 佐伯支所1階 市民福祉グループ (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉グループ (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口グループ (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉グループ (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 125cc超のバイク・軽自動車の手続きは軽自動車検査協会等へお問い合わせください。	所有者	相続人		※軽自動車二輪 (125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超) 中国運輸局広島運輸支局 (電話05-5540-2068) (登録検査テレホンサービス) ※軽四輪自動車 (三輪含む660cc以下) 軽自動車検査協会広島 主管事務所 (電話050-3816-3080) (コールセンター)
上下水道	<input type="checkbox"/> 上下水道の名義変更・使用中止届	使用者	関係者の方	電話でお手続きできますので、ご連絡ください。	水道局お客さまセンター (電話32-2286)
	<input type="checkbox"/> 水道料金等の振替 <input type="checkbox"/> 座変更届	使用者	新たに口座名義人となる方	お手続きについてご案内しますので、電話でお問い合わせください。	
下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水道、農業集落排水施設の使用人数の変更 ※地下水使用世帯に限る。	下水道使用者 農業集落排水施設使用者	親族・同居人・関係者	電話でお手続きできますので、ご連絡ください。	下水道経営課（水道局庁舎内） (電話32-5490)
	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更届・使用休止届	浄化槽管理者	親族・同居人・関係者	印鑑（認印可）	

手続きできる人以外が手続きされる場合は、委任状が必要なことがあります。

委任状が必要な時は、最後のページの委任状をお使いください。

手続きによっては、専用の委任状用紙が必要なことがありますので、担当窓口にご相談ください。

※年金事務所での手続きに委任状が必要と判明した場合は、専用の委任状をお渡ししています。

※葬祭執行者が死体火葬許可証の申請者と異なる場合は、広島県後期高齢者医療広域連合の申立書をお渡ししています。

委任状はすべて手続きできる人が記入してください。漏れ等があると手続きできないことがあります。

必要な委任事項の口をチェックしてください。チェックのない委任事項は無効です。

代理人は委任状・代理人の本人確認書類・お持ちいただくものを持って窓口においでください。

次の手続きは、該当のある方のみ必要です。
 手続きの必要のある方は各担当課へご相談ください。

〈その他手続き一覧〉

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
介護	<input type="checkbox"/> 廿日市市見守り ホットラインの 利用取消の連絡	左記のサービスを 受けていた方	家族・介護支援専 門員（ケアマネ ジャー）等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置本体 ・ペンダント型送信機 ※家族等で本体の取り外しが難しい場合は、業者 による取り外しも可能です。詳しくは担当へお問 い合わせください。	市役所1階 ⑮高齢介護課地域包括 ケア推進グループ （電話30-9167） ⑯地域包括支援セン ターはつかいち （電話30-9158） 佐伯支所1階 地域包括支援センター さいき （電話72-2828） 吉和支所1階 市民福祉グループ （電話77-2113） 大野支所1階 地域包括支援センター おおの （電話50-0251） 宮島支所1階 市民福祉グループ （電話44-2001）
	<input type="checkbox"/> 配食サービス廃止 の連絡	左記のサービスを 受けていた方	家族・介護支援専 門員（ケアマネ ジャー）等	なし ※申請書提出不要のため、電話連絡でも可	
	<input type="checkbox"/> 家族介護用品の支 給廃止の連絡	左記のサービスを 受けていた方	家族・介護支援専 門員（ケアマネ ジャー）等	なし ※申請書提出不要のため、電話連絡でも可	
	<input type="checkbox"/> やすらぎ支援員の 派遣の廃止	左記のサービスを 受けていた方	家族・介護支援専 門員（ケアマネ ジャー）等	なし ※申請書提出不要のため、電話連絡でも可	
防災行政無線	<input type="checkbox"/> 防災行政無線戸別 受信機の返還	同一世帯の方がい ない世帯主	同一世帯の方もし くは親族の方	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に來られた方の印鑑 ・防災行政無線戸別受信機 	市役所3階 危機管理課 （電話30-9102） 佐伯支所2階 地域づくりグループ （電話72-1112） 吉和支所1階 地域づくりグループ （電話77-2112） 大野支所2階 地域づくりグループ （電話30-2005） 宮島支所2階 地域づくりグループ （電話44-2000）
	<input type="checkbox"/> 防災行政無線戸別 受信機貸与者の名 義変更	同一世帯の方がい る世帯主	同一世帯の方もし くは親族の方	窓口に來られた方の印鑑	
広報	<input type="checkbox"/> 広報はつかいち 毎月郵送の終了	毎月、郵送で広報 はつかいちを受け 取っていた人 ※①新聞折込で広 報紙を配布してい る佐伯地域にお住 まいの方で、新聞 未購読で希望され る方、②廿日市地 域後畑地区、大野 地域松ヶ原地区・ 渡の瀬地区にお住 まいの方で希望さ れる方に、広報紙 を郵送していま す。	ご家族など	電話又は窓口で郵送不要の旨お知らせください。 お持ちいただくものはありません。 お知らせがない場合でも、宛名人が死亡され、発 送した広報紙が返戻されたときは、それ以降の郵 送はいたしません。	市役所4階 経営政策課 （電話30-9121） 佐伯支所2階 地域づくりグループ （電話72-1112） 大野支所2階 地域づくりグループ （電話30-2005）

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
指定文化財	<input type="checkbox"/> 指定文化財等の所有者の名義変更手続き	指定文化財等の所有者	相続人	文化財の種類によって異なりますので、詳しくは右記へお問い合わせください。	市役所4階 生涯学習課 文化財グループ (電話30-9205)
寄託品	<input type="checkbox"/> 民俗資料館等への寄託品所有者の名義変更手続き	寄託品所有者	相続人	寄託品の種類によって異なりますので、詳しくは右記へお問い合わせください。	
道路・河川	<input type="checkbox"/> 占用権利譲渡許可申請	占用許可を受けた者	相続する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用権利譲渡許可申請書 ・ 前回許可書がある場合は、その写し ・ 相続する方の印鑑 ・ 相続等が済んでいる場合はそれがわかるもの(登記簿の写し等) 	廿日市地域 市役所5階 維持管理課 (電話30-9173) 佐伯地域 佐伯支所1階 建設グループ (電話72-1117)
土地	<input type="checkbox"/> 使用貸借契約承継申請(道路・水路・急傾斜地等)	所有者	相続する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承継申立書 ・ 相続する方の印鑑 ・ 相続等が済んでいる場合はそれがわかるもの(登記簿の写し等) 	吉和地域 吉和支所1階 環境産業建設グループ (電話77-2114) 大野地域 大野支所2階 建設グループ (電話30-2015) 宮島地域 宮島棧橋旅客ターミナル2階 建設グループ (電話44-2004)
農地	<input type="checkbox"/> 農地の相続をした場合の届出書(農地法第3条の3第1項の規定による届出書)	所有者	相続人	農地を相続された方の印鑑	市役所6階 農業委員会事務局 (電話30-9214) 佐伯支所1階 環境産業グループ (電話72-1115) 吉和支所1階 環境産業建設グループ (電話77-2114) 大野支所2階 環境産業グループ (電話30-2009) 宮島支所 宮島棧橋旅客ターミナル2階 (電話44-2003)
年金	<input type="checkbox"/> 農業者年金死亡関係届出書	三親等内の親族※ただし、先順位者がいる場合後順位者は手続き不可	三親等内の親族※ただし、先順位者がいる場合後順位者は手続き不可	届出した人の印鑑、死亡した方の農業者年金証書、死亡日を確認できる戸籍謄本または住民票の写し等	お近くのJA
生活衛生関係営業・温泉の利用	<input type="checkbox"/> 旅館業営業承継承認申請(相続)	旅館業(旅館・ホテル、簡易宿所など)の営業者	旅館業の営業者の地位を承継(相続)する人	亡くなられた方と、承継(相続)しようとする方との続柄によって、必要な手続きや書類が異なります。死亡の翌日から60日間以内に書類の提出が必要となる場合がありますので、市役所6階環境政策課へ速やかにお問い合わせください。	市役所6階 環境政策課 (電話30-9132)
	<input type="checkbox"/> 温泉利用許可承継承認申請(相続)	温泉の利用(公共の浴用又は飲用)の許可を受けた者	温泉の利用の許可を受けた者の地位を承継(相続)する人		
	<input type="checkbox"/> 理・美容所開設者承継届(相続)	理・美容所の開設者	理・美容所の開設者の地位を承継(相続)する人	亡くなられた方と、承継(相続)しようとする方との続柄によって、必要な手続きや書類が異なります。市役所6階環境政策課へお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> クリーニング所等営業者承継届(相続)	クリーニング所の営業者	クリーニング所の営業者の地位を承継(相続)する人		
	<input type="checkbox"/> 興行場営業承継届(相続)	興行場の営業者	興行場の営業者の地位を承継(相続)する人		
<input type="checkbox"/> 公衆浴場営業承継届(相続)	公衆浴場の営業者	公衆浴場の営業者の地位を承継(相続)する人			

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
飼い犬	<input type="checkbox"/> 犬の飼い主変更 ・所有者変更届 ・他市での転入届	犬の飼い主	新たに犬の飼い主となった方 (廿日市市住民)	元の飼い主が持っていた廿日市市の犬の鑑札 (紛失した場合は「鑑札の再交付申請」を行ってください)	市役所6階 環境政策課 (電話30-9132) 佐伯支所1階 環境産業グループ (電話72-1115) 吉和支所1階 環境産業建設グループ (電話77-2114) 大野支所2階 環境産業グループ (電話30-2009) 宮島支所2階 環境産業グループ (電話44-2003)
			新たに犬の飼い主となった方 (他市住民)	元の飼い主が持っていた廿日市市の犬の鑑札 (紛失した場合は、廿日市市または転出先の自治体で「鑑札の再交付申請」を行ってください)	他市転出先の自治体
市営墓地	<input type="checkbox"/> 市営墓地の使用者変更	市営墓地の使用者	市営墓地を相続または承継する方	亡くなられた方(市営墓地の使用者)と、相続または承継しようとする方との続柄によって、お持ちいただく書類が異なります。 書類を準備いただく前に、あらかじめ市役所6階環境政策課へご相談ください。	市役所6階 環境政策課 (電話30-9132)
図書館	<input type="checkbox"/> 図書館利用カードの返却	左記のカードの交付を受けていた方	同居・別居の有無を問わず、亡くなられた方から、死亡後にカードの返却を依頼されていた人	図書館利用カード	はつかいち市民図書館 (電話20-0333) はつかいち市民大野図書館 (電話54-1120) はつかいち市民さいき図書館 (電話72-1011)
各種免許証	<input type="checkbox"/> 各種免許証の抹消(削除)申請 <各種免許証> 医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 准看護師 薬剤師	各種免許証を保持していた方	戸籍法による死亡の届出義務者	・申請書 ・戸籍抄(謄)本の除籍(死亡診断書又は死体検案書でも可) ・免許証原本 <薬剤師のみ> ・遅延理由書(発生後30日以内は不要) ※申請書、遅延理由書は担当窓口にてお渡しできます。	山崎本社 みんなのあいプラザ1階 健康推進課健康管理グループ (電話20-1610)
	<input type="checkbox"/> 各種免許証の抹消(削除)申請 <各種免許証> 調理師 栄養士 製菓衛生師 管理栄養士	各種免許証を保持していた方	戸籍法による死亡の届出義務者	・申請書 ・免許証原本 <管理栄養士のみ> ・遅延理由書(発生後30日以内は不要) ※申請書、遅延理由書は担当窓口にてお渡しできます。	

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅明渡届	市営住宅名義人	親族等	窓口に来られた方の本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード等)	廿日市市営住宅等指定管理者 株式会社 第一ビルサービス 廿日市市串戸1-9-44 竹本印刷所ビル1階 (電話34-1140)
	<input type="checkbox"/> 市営住宅入居承継承認申請書 ※入居承継をしない場合は不要				
	<input type="checkbox"/> 市営住宅世帯変更届	市営住宅同居者			
	<input type="checkbox"/> 市営住宅駐車場明渡届	市営住宅名義人、市営住宅同居者の内駐車場使用者			

委任状

令和 年 月 日

様

委任者

住所

氏名

印

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

電話番号

私は、次の者を代理人とし、下記の事項を委任します。

代理人

住所

氏名

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

委任事項

(必要な委任事項の口をチェックしてください。チェックのない委任事項は無効です。)

- 世帯主変更の手続き
- 国民健康保険葬祭費の申請
- 国民健康保険証等の交付
- 固定資産税・都市計画税の納税義務者の指定
- 防災行政無線受信設備の返還
- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書
-

※この用紙はすべて委任者本人が記入・押印してください。